

食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ概要

令和5年12月22日 消費者庁、農林水産省、環境省、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

参考資料7

1/2ページ

2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させる政府目標達成に向け、今回の施策パッケージに盛り込まれた施策を中心に、関係府省庁が地方公共団体や関係民間団体とも連携しながら来年度中に着実に実行し、来年度末に予定している「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（2020年3月31日閣議決定）の見直しに反映させる。

●食品ロス量 ※コロナ禍影響年を除く直近5か年（平成27年～令和元年度）平均614万トン（家庭系：280万トン 事業系334万トン）

2021年度：523万トン ※家庭系：244万トン 事業系：279万トン

目標値：489万トン ※家庭系：216万トン 事業系：273万トン

● 施策パッケージの主な内容とその後の施策の展開方向

主な施策項目		2023年度	2024年度	2025～2029年度
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（2020年3月31日閣議決定）		※基本的な方針見直し（閣議決定）		改定基本的な方針に基づく施策の展開
未利用食品等の提供 （食品寄附）の促進	食品の期限表示の在り方	期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態調査、検討会を通じた「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の見直し、その際「まだ食べることのできる食品」の取扱いについて具体的に検討【消】		新たな期限表示ガイドラインを踏まえた施策の展開
	食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化	・一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、フードバンク等）を特定するためのガイドライン（食品寄附ガイドライン）の官民による作成（関連モデル事業の実施）【消、農、環、厚、こ、法】 ・食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みに関する官民協力の下での検討【消】 ・食品関連事業者に対する税制上の取扱いや優良事例の周知・発信【農、消】		一連の施策実行後、一定の管理責任を果たせる食品寄附関係者による食品寄附活動の促進による食品寄附への社会的信頼の向上し、その上で、食品寄附実態把握、社会福祉や食品アクセスの確保の観点からの食品寄附促進の必要性、社会全体のコンセンサス醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について最終受益者の被害救済にも配慮して法的措置を講じる
	フードバンク団体等を介した食品提供円滑化の強化支援（※別紙参照）	先進的なフードバンクへの輸配送等支援【農】、地方自治体や食品事業者、フードバンク、福祉に関する関係者等が連携して、買物困難者や経済的に困窮している者への食料提供を円滑にする地域の体制づくり支援【農、こ、法】、食品の無償提供に関わる多様な主体のデータ連携に関するモデル事業の実施【消】、重層的支援体制整備事業等を活用したフードバンク団体等・地方自治体等の連携促進【農】、食事の提供等を行うこども食堂の支援【こ】		寄附食品の管理・流通体制の高度化、地域現場のニーズとの連携の取組の推進
外食	食べ残しの持ち帰り促進	消費者の自己責任を前提としつつ協力する飲食店等が民事・食品衛生上留意すべき事項を規定するガイドライン（食べ残り持ち帰りガイドライン）の策定（関連モデル事業の実施）【消、農、環、厚、法】		食べ残り持ち帰りガイドラインを踏まえた食べ残り持ち帰りの意識変化の推進
	企業の排出抑制の具体的取組の公表	食品業界・消費者・行政が構成員となる「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」の設置、商慣習（納品期限、賞味期限の安全係数・大括り表示等）の見直しに係る取組の促進【農】		事業系食品ロス削減対策の更なる強化
事業系	1/3ルール等商慣習見直し促進			
	食品のリユース促進			
	食品ロス状況把握と削減策促進	家庭系食品ロス発生要因の分析、家庭系食品ロスの効果的削減策に関する手引きの作成【環】		
家庭系	国民運動「デコ活」によるライフスタイル変革促進	デコ活の推進、新しい豊かな暮らし製品・サービス実装支援、デコ活アクション呼び掛け【環】		家庭系食品ロス削減対策の更なる強化 ライフスタイルの変革促進
	期限表示の正しい理解の促進	賞味期限の愛称（「おいしいめやす」）の周知【消】		期限表示の理解促進
	経済損失と環境負荷試算	算出法確立	食品ロス量と併せて経済損失と温室効果ガス排出量の試算値を公表【消、農、環】	
その他	地域主体モデル事業取組強化	サーキュラーエコノミー地域循環モデル構築【経】、食品廃棄ゼロエリア創出【環】		サーキュラーエコノミー加速化、食品廃棄ゼロエリア創出
	学校、保育所、認定こども園、幼稚園への栄養教諭・栄養士等の配置拡大	栄養教諭を中核とした指導の充実【文】、栄養教諭に係る定数改善と計画的な採用等の働きかけ【文】、保育所・認定こども園・幼稚園への栄養士・栄養教諭の配置支援【こ、文】		
	国主催イベント等での削減取組	2025大阪・関西万博啓発手法検討、資材開発【消】		2025大阪・関西万博、園芸博会場での啓発
	ICT等の活用	ICTを活用した売れ残り等の課題解決【農】、サプライチェーン効率化のための調査・実証・啓発【経】		

二〇三〇年度までの半減目標の達成

地方消費者行政強化交付金（消費者庁）

地方公共団体が実施する食品ロス削減推進の取組として、フードバンクやフードドライブ活動等を支援する。

※事業実施主体：都道府県・市町村

※想定支援箇所数：10自治体程度（フードバンク等支援関係）

食品アクセス緊急対策事業（農林水産省）

円滑な食品アクセスを確保するため、地域の関係者（都道府県、市町村、社会福祉協議会、生産者、食品事業者、NPO、フードバンク・こども食堂・こども宅食等）が連携して組織する協議会の設置や地域における食品アクセスの現状・課題の調査、課題解決に向けた計画の策定・実行といったモデル的な取組を支援する。

※事業実施主体：団体（都道府県、市町村、農業協同組合、消費生活協同組合、社会福祉協議会等）

※想定支援箇所数：10地域

共通API等を用いた地域単位での食品寄附データ統合モデル事業（消費者庁）

企業や自治体、フードバンク、こども食堂などがある食品寄附に係るデータについて、モデル地域において、APIを通じたデータ連携・マッチングを行い、データ連携によって食品寄附を促進するモデルケースを構築する。

※事業実施主体：民間団体

※想定支援箇所数：1～2地域

消費者

食品関連事業者等

フードドライブ
事業者食品寄附

フードバンク

フードパントリー
こども食堂

消費者

食品ロス削減緊急対策事業 食品ロス削減総合対策事業（農林水産省）

- ①食品衛生管理水準の向上や効率的な配送システムの構築等フードバンク活動の強化に向け専門家派遣等のサポートを実施する。
- ②大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的な取組に必要な経費を支援する。

※事業実施主体：民間団体

※想定支援箇所数：①70団体、②31団体

税制上の取扱いの周知 （農林水産省、消費者庁）

食品寄附を行う場合の輸送費等のコストを損金算入できる税制上の取扱いを食品関連事業者等に周知する。

地域こどもの生活支援強化事業（こども家庭庁）

多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。

※事業実施主体：都道府県・市町村

※想定支援箇所数：184自治体程度（地域子供の未来応援交付金、令和4年度実績）

ひとり親家庭等のこどもの食事等 支援事業（こども家庭庁）

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

※事業実施主体：民間団体

※想定支援箇所数：7団体程度

重層的支援体制整備事業 （厚生労働省）

地域住民が抱える様々な地域生活課題の解決に向けて、フードバンク団体等と、地方自治体（子ども・高齢者・障害者・困窮者支援の関係機関）や他の支援団体等との連携・協働を促進する。

※事業実施主体：市町村（フードバンク団体やこども食堂等を含む様々な支援団体と連携）

※想定支援箇所数：重層事業実施自治体数（※令和5年度189）

令和5年12月22日

消費者庁
農林水産省
環境省
こども家庭庁
法務省
文部科学省
厚生労働省
経済産業省

食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ

<背景・趣旨>

持続可能な開発目標（SDGs）の目標12（持続可能な生産消費形態を確保する）を踏まえて、令和元年に制定された食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、令和2年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）において、食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減させることを目標としている。

コロナ禍の影響を除いた直近5年間の平均の食品ロス量は614万トンであり、半減目標である489万トンまで食品ロス量を削減するためには、なお100万トン超の削減が必要な状況である。

政府としては、これまで、食品ロス削減目標達成に向けて、食品の製造・生産段階や流通段階の事業者による商慣行の見直しや、消費者の賞味期限の理解増進による行動変容の促進等を図っているが、廃棄されている食品のうち未利用食品等まだ食べることができる食品が、製造・流通段階で約24万トン、外食段階で約20万トン、家庭段階で約14万トン、合計約60万トンに及ぶという推計もあり、これらの食品を必要とする者へ無償で提供することで、食品として再流通させることができれば、上記100万トン削減の過半を解消できることになる。

食品ロスの削減の推進に関する法律制定時の衆議院・消費者問題に関する特別委員会の決議¹では、「提供した食品により食品衛生上の事故が生じた場合の食品関連事業者等及びフードバンク活動を行う団体の法的責任の在り方について、本法成立後速やかに検討すること」とされており、これまで、諸外国の制度等の

¹ 第198回国会 衆議院・消費者問題に関する特別委員会決議「食品ロスの削減の推進に関する件」（令和元年5月14日）

事例調査を実施してきたところである。食品ロス削減目標の達成のためには、諸外国の動向等も踏まえ、未利用食品の提供者等の法的責任の在り方や、より実効性ある施策の実施に向けて政府として検討・整理し、必要な対策を講ずる必要がある。また、令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、食品の寄附等を促進するための法的措置やフードバンク団体の体制強化、賞味期限の在り方の検討を含む食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージを令和5年末までに策定することが盛り込まれた。

これらを受け、今般「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を、次のとおり取りまとめた。これらを令和6年度にかけて実行に移しつつ更に消費者や関係団体の意見を聞き検討を深め、令和6年度末を目途に閣議決定される基本方針の見直しに反映させ、令和12年度（2030年度）までの食品ロス削減目標の着実な達成に万全を期すこととする。

＜具体的な施策＞

1. 未利用食品等の提供（食品寄附）の促進

未利用食品を活用するフードバンク活動を始めとする食品寄附活動は、食品ロス削減に直結するものであるほか、生活困窮者支援や食料安定供給の観点からも意義のある取組であることを踏まえ、国として以下の取組を推進する。

（1）食品ロス削減推進の観点からの期限表示の在り方検討

食品ロス削減の観点から、食品の期限表示の見直しについて、以下の施策を推進する。

【食品の期限表示の在り方】

- ・平成17年に厚生労働省及び農林水産省が策定した「食品期限表示の設定のためのガイドライン」について、期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態を調査し、有識者から構成される検討会を設け、食品ロス削減の観点から見直す。その際、賞味期限が到来した食品で「まだ食べることができる食品²」の取扱いについての具体的な検討も行い、食品寄附活動の促進につなげる。（消費者庁）

（2）食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化

（1）の食品の期限表示の見直しとともに、食品寄附活動における法的責任の在り方の検討の土台として、食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動の定

² 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第2条第2項に規定する「まだ食べることができる食品」をいう。

着のため、食品ロス削減推進会議³の枠組みを活用して以下の施策を推進する。

【食品寄附ガイドライン及び食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方の検討】

- ・一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（フードバンク、フードパントリー等））を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める。また、食品の期限表示の見直し、食品寄附ガイドラインの策定、当該ガイドラインに基づく一定の管理責任を果たせる食品寄附関係者の特定、食品寄附関係者向けの保険の仕組みの検討等の一連の施策を実行後、一定の管理責任を果たせる食品寄附関係者による食品寄附活動を促進し、食品寄附に係るサプライチェーン全体への社会的信頼を高めていく。その上で、食品寄附ガイドライン運用後の食品寄附の実態把握、社会福祉や食品アクセスの確保の観点からの食品寄附促進の必要性、社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、一定の管理責任を果たせる食品寄附関係者による食品の寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受給者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずる。（消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省、こども家庭庁、法務省）（別紙 1 参照）
- ・上記の一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者がその旨を届け出た場合に、期限表示、アレルギーなどの食品安全情報の伝達手法について、包装上のラベル以外の手法を認める法的措置を検討する（消費者委員会の意見聴取が必要）。（消費者庁）
- ・現在は食品寄附活動に着目した民間保険が存在しないことから、食品寄附活動に対する信頼性確保のため、食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みについて、官民で協力して検討を行う。（消費者庁）
- ・上記のガイドライン作成に資する先行的なモデル事業を実施するとともに、研修・マッチング等を実施する。（消費者庁）

【食品寄附を促進するための税制】

- ・食品廃棄物等の発生抑制に向けた事業者の取組を促進するため、食品関連事業者に対して、税制上の取扱いや優良事例の周知・発信を行う。（農林水産省、消費者庁）

³ 食品ロス削減推進会議については、食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を検討するため、令和 5 年 6 月に閣僚委員に法務大臣及びこども政策担当大臣を追加するとともに、同会議の下に局長級の幹事会を設置し、食品の無償での提供等に伴って生ずる法的責任の在り方に関する関係省庁が連携した検討体制を強化した。

(3) フードバンク団体等を介した食品提供円滑化の強化支援

フードバンク団体が円滑に機能するためには、フードバンク団体の体制強化に加え、事業者等からの食品の寄附の促進やフードドライブ事業などフードバンクへの食品提供の促進や、こども食堂や生活困窮者の支援施策をはじめとする地域の課題解決につながる社会福祉事業等との連携促進など食品を最終受給者へ届けるための支援など、フードバンク団体等を介した食品提供の円滑な流れを構築することが重要である。

そうした一連の活動を通して、まだ食べることができるが通常の販売がされない食品と、必要な食べ物を十分に入手することができない者のマッチングを行う機能をフードバンク等が担うことで、食品ロスの削減に資するだけでなく、社会的問題解決にもつながることが期待される。

このため、1.(2)の「食品寄附ガイドライン」との整合性を取りつつ、以下の施策を推進する。

【主に食品関連事業者向け】

- ・食品廃棄物等の発生抑制に向けた事業者の取組を促進するため、食品関連事業者に対して、税制上の取扱いや優良事例の周知・発信を行う。(農林水産省、消費者庁)【再掲】

【主にフードバンク・こども食堂等向け(※地方公共団体を介して支援するものも含む。)]

- ・国として取り組むべき重要な消費者施策に積極的に取り組む地方公共団体に対する支援事業(地方消費者行政強化交付金)において、食品ロス削減推進の取組として、フードバンクやフードドライブ活動等を支援する。(消費者庁)
- ・フードバンクやこども食堂等を通じた食品ロス削減を図るため、フードバンク活動の強化に向けた専門家派遣や輸配送等を支援する。(農林水産省)
- ・食品事業者等からの寄附を促進し、地域における円滑な食品アクセスの確保を図るため、地方自治体や生産者、食品事業者、NPO、フードバンク・こども食堂・こども宅食、福祉に関する関係者等が連携して、買物困難者や経済的に困窮している者に対する食料提供を円滑にする地域の体制づくりを支援する。
(農林水産省、こども家庭庁、厚生労働省)
- ・食品ロス削減推進表彰においてフードバンク団体等の活動について表彰するとともに、ウェブサイト等で広く周知する。(消費者庁)

- ・食品関連事業者、フードバンク、こども食堂及び地方公共団体等、地域で食品の無償提供に関わる多様な主体のデータ連携を進めるための共通 API 等を作成し、データ連携によって食品寄附を促進するモデルケースを構築し、地域における連携を支援する。(消費者庁)

【福祉との連携・協働】

- ・住民が抱える様々な地域生活課題の解決に向けて、重層的支援体制整備事業等を活用し、フードバンク団体等と、地方自治体や他の支援団体等との連携・協働等を促進することにより、フードバンク活動等を支援する。(厚生労働省)
- ・食事の提供等を通じて、多様なこどもの居場所の提供を行うこども食堂等を支援する。(こども家庭庁)

2. 外食時の食べ残しの持ち帰りの促進

外食産業からの食品ロス(食品廃棄物)の大宗が食べ残しであることを踏まえ、外食時の食べきりの取組を促進するとともに、食べ残しの持ち帰りの促進を図ることが有効であり、外食事業者及び消費者双方の持ち帰りに対する意識の変化や行動変容につながるよう、食べ残しの持ち帰りの取扱いについて以下の施策を推進する。

【食べ残し持ち帰りガイドライン】

- ・食事の持ち帰りの活動に伴って生ずる法的責任について、消費者の自己責任を前提としつつ、民事上のトラブルを回避するために留意すべき事項を含め、国がガイドラインを作成し、周知する。(消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省、法務省)(別紙2参照)
- ・食事の持ち帰りの活動について、消費者の自己責任を前提としつつ、食品衛生に関するガイドライン(※)を国が作成し、上記の法的責任に係るガイドラインとともに、保健所設置自治体、飲食店業界に周知する。(厚生労働省、消費者庁、農林水産省、環境省)

※飲食店、ビュッフェなど食事提供形態に応じて検討・作成。

- ・上記ガイドライン作成に資する先行的なモデル事業を実施するとともに、研修を実施する。(消費者庁)

【周知・啓発】

- ・外食時に食べ切れず残した料理を持ち帰る際のポイント等をまとめた「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」を周知する。(消費者庁、農林水産省、環境省)

- ・mottECO ロゴマーク及びポスター・ステッカー等の啓発資材を食品ロスポータルサイト等に掲載し、食品ロス削減月間、「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン等の機会を捉えて発信を強化する。(環境省)
- ・モデル事業により mottECO の取組事例を創出し、導入好事例から得られた知見・ノウハウを整理した上で、「食品ロス削減のための取組マニュアル」への掲載、自治体職員向けセミナー等を通して周知する。(環境省)

3. 食品廃棄物の排出削減の促進

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生している。食品ロスを削減するためには、食品の製造、販売、消費に至る一連の過程において食品廃棄物の排出削減の取組を推進していくことが必要である。

食品関連事業者は、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対し、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施することが求められる。

消費者は、買物、調理、外食といった日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移すことが求められる。

こうした観点から、国として以下の取組を推進する。

(1) 企業における排出抑制等の具体的な取組内容の公表

企業における食品廃棄物の排出削減の取組に対する消費者理解の促進を図る観点から、以下の施策を推進する。

- ・食品関連事業者、消費者及び行政が構成員となる「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」を設置し、課題やその解決策等について相互に共有するとともに、企業において排出抑制等の具体的な取組内容が公表される環境整備を促進する。(農林水産省)

(2) 1/3 ルールを始めとする商慣習の見直しの促進

食品の製造、販売等の各段階において発生している食品廃棄物の排出削減のための取組を推進するために、以下の施策を推進する。

- ・「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し、大括り表示への見直しに関する農林水産大臣メッセージについて、食品関連事業者に周知・徹底し、商慣習の見直しに向けた取組を進める。(農林水産省)

(3) 食品製造業における食品のリユースの促進

食品製造業において流通に乗らなかった食品等を他の食品として再加工（リユース）する取組を促進するため、以下の施策を推進する。

- ・他の食品としての再加工等民間事業者等が行う食品ロス削減に係る新規課題等の解決に必要な取組を支援する。（農林水産省）

(4) 食品ロスの発生・削減の状況の把握及び発生要因に応じた削減策の推進

食品ロスの発生・削減の状況をより迅速・的確に把握し、その発生要因に応じた効果的な削減策を推進するため、以下の施策を推進する。

- ・「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に関する実態調査」により、家庭系食品ロスの発生要因（直接廃棄、過剰除去、食べ残し）を分析する。（環境省）
- ・家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を、食品ロス削減効果、費用対効果、温室効果ガス削減効果、行動変容への効果（影響度）、地域への副次的効果等の観点から整理し、地域の関係主体向けの手引きとして取りまとめる。（環境省）

(5) 「デコ活」による食品ロス削減に向けたライフスタイルの変革促進

脱炭素のみならず食品ロス等の資源循環やネイチャーポジティブの実現を目的として、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を推進するため、以下の施策を推進する。

- ・脱炭素のみならず食品ロス等の資源循環やネイチャーポジティブの実現を目的として、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を推進し、自治体・企業・団体・消費者等とも連携を図りながら、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しする。また、マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。（環境省）
- ・「デコ活」における「デコ活アクション」の一つとして「食：感謝の心 食べ残しゼロ（食品の食べ切り、食材の使い切り）」を呼び掛ける。（環境省）

(6) 期限表示の正しい理解の促進と期限表示の在り方の検討

食品の期限表示の正しい理解の促進と期限表示の見直しについて、以下の施策を推進する。

- ・賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解が促進されるよう、賞味期限の愛称を「おいしいめやす」としてポスターによる周知等を実施する。(消費者庁)
- ・平成 17 年に厚生労働省及び農林水産省が策定した「食品期限表示の設定のためのガイドライン」について、期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態を調査し、有識者から構成される検討会を設け、食品ロス削減の観点から見直す。その際、賞味期限が到来した食品で「まだ食べることができる食品」の取扱いについての具体的な検討も行い、食品寄附活動の促進につなげる。(消費者庁)【再掲】

(7) 食品ロスに伴う経済損失と環境負荷（温室効果ガス等）の試算及び普及啓発

国民各層が食品ロスを我が事として据え、行動変容を促すため、食品ロスに伴う経済損失と環境負荷（温室効果ガス等）を試算及び普及啓発を行うための以下の施策を推進する。

- ・食品ロスに伴う経済損失と温室効果ガス排出量を試算する方法を確立する。(消費者庁、農林水産省、環境省)
- ・食品ロス量の公表時に、経済損失と温室効果ガス排出量の試算値も併せて公表し、普及啓発を図る。(消費者庁、農林水産省、環境省)

(8) 地域主体によるモデル事業等の取組の強化

食品ロス削減の取組に係る先進的エリアをより多くの地域で創出するため、地域主体によるモデル事業等の取組を強化するための以下の施策を推進する。

- ・地域主体による食品ロス削減などの資源循環の取組を加速するため、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画する「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」を活用し、産官学連携によるサーキュラーエコノミー加速化事業を実施し、モデルケースとなるような「サーキュラーエコノミーの地域循環モデル」の構築を進める。(経済産業省)
- ・食品ロス削減対策と食品リサイクルの推進による食品廃棄ゼロエリアを創出・拡大するためのモデル事業を実施し、モデル事業を通して得られた知見や好事例等を他の地域・団体等に共有し横展開を図る。(環境省)
- ・食品の消費行動に伴う家計負担の軽減等にも資する mottECO や売れ残り食品廃棄防止等の食品ロス削減対策の地域実装を支援する。(環境省)

- ・食品事業者等からの寄附を促進し、地域における円滑な食品アクセスの確保を図るため、地方自治体や生産者、食品事業者、NPO、フードバンク・こども食堂・こども宅食、福祉に関する関係者等が連携して、買物困難者や経済的に困窮している者に対する食料提供を円滑にする地域の体制づくりを支援する。
(農林水産省、こども家庭庁、厚生労働省)【再掲】

(9) 学校給食を実施する学校や保育所、認定こども園、幼稚園への栄養教諭・栄養士等の配置拡大

食育等を通じて、食品ロス削減に関する理解と実践を促すため、学校給食を実施する学校や保育所、認定こども園、幼稚園への栄養教諭・栄養士等の配置拡大を図るための施策を推進する。

- ・学校給食や教科学習等を通じ、食品ロスを含めた食に関する現代的な課題の理解と実践を促すため、栄養教諭を中核とし、児童生徒に対する指導の充実を図る。(文部科学省)
- ・引き続き、栄養教諭に係る定数の改善に取り組むとともに、都道府県教育委員会等に対し、計画的な採用等を働きかける。(文部科学省)
- ・栄養教諭による現代的な課題を踏まえた食に関する指導のより一層の充実のため、栄養教諭への業務支援を通じた環境整備及び研修による指導力向上に取り組むとともに、食育教材や食の指導の評価の在り方について検討する。
(文部科学省)
- ・未就学児を対象に食品ロス削減を含めた食育等の取組を進めるため、保育所、認定こども園、幼稚園において栄養士や栄養教諭を配置するために必要な支援を実施する。(こども家庭庁、文部科学省)

(10) 国が主催するイベント等での食品ロス削減

大規模イベントにおける食品ロスの発生を抑制するとともに、多数の来場者に対して食品ロス削減の機運を醸成する機会を得るため、2025 大阪・関西万博を始めとする国が主催するイベント等での食品ロス削減を推進するための以下の施策を推進する。

- ・2025 大阪・関西万博において食品ロス削減の啓発活動を実施するため、博覧会協会等関係者と連携して具体的な検討を進める。(消費者庁)
- ・「2025 大阪・関西万博アクションプラン」に基づく、会場内におけるナッジを活用した来場者向けの食品ロス削減の啓発活動の実施に向け、効果的な手法を検討するとともに、実際に万博で使用する共通デザインを作成する。(消費者庁)

- ・ 2025 大阪・関西万博や 2027 国際園芸博覧会において、啓発活動を実施し、食品ロス削減を目指す。(消費者庁)
- ・ mottECO 注意喚起チラシの英語版を食品ロスポータルサイト等により発信し、国際イベント等での mottECO 実施を推進する。(環境省)

(11) ICT 等を活用した食品廃棄を防ぐ取組の推進

ICT 活用による需要予測の精度向上など、製造・卸・小売のサプライチェーンにおける食品廃棄を防ぐ取組を推進するため、以下の施策を推進する。

- ・ 民間事業者等が ICT を活用して「売れ残りを売り切る取組み」等の課題解決に必要な取組を支援する。(農林水産省)
- ・ 経済産業省が設立を主導し、製造・卸・小売の大手企業が加盟する「製・配・販連携協議会」において、サプライチェーンの効率化を進めるため、調査や実証、普及啓発、表彰等の活動を実施する。(経済産業省)
- ・ 食品関連事業者、フードバンク、こども食堂及び地方公共団体等、地域で食品の無償提供に関わる多様な主体のデータ連携を進めるための共通 API 等を作成し、データ連携によって食品寄附を促進するモデルケースを構築し、地域における連携を支援する。(消費者庁)【再掲】

4. その他

1 から 3 までの施策のほか、基本方針に関する施策の進捗状況については、参考資料のとおり。

別紙 1 一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者を特定するための食品寄附に関するガイドラインの策定の考え方

1. 食品関連事業者等からの食品の提供を受けて、貧困、災害等により食べ物の支援が必要な者に提供するための活動（フードバンク活動）は、食品ロス削減の観点のみならず、社会面においても高い社会的意義を有している。

この際、食品の提供については、寄附者（食品関連事業者等）とフードバンク等の寄附された食品を最終受給者に対して直接又は間接的に無償で提供する事業を行う者（以下「中間事業者」という。）との間では無償の譲渡契約が締結され、また、中間事業者と最終受給者との間では、無償の譲渡契約又は飲食物の製作物供給契約（こども食堂の場合）が締結されているものと考えられる⁴。その上で、現行法上、食品関連事業者等からフードバンク等の中間事業者に対して、さらに当該中間事業者から最終受給者に対して食品が提供された際に、当該食品について異物混入又は食中毒、アレルギー反応が発生し、最終受給者に損害（治療費等）が発生した場合の民事上の法的関係としては、別紙 4 のとおり、食品関連事業者等及び中間事業者はそれぞれ、民法上の債務不履行責任や不法行為責任、製造物責任法に基づく製造物責任を問われる可能性がある。こうした食品の提供に当たっての法的リスクが、食品の提供活動の阻害要因となっているのではないかと指摘もある。かかる観点から、食品ロスの削減の推進に関する法律第 19 条第 3 項⁵で、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うことが国の努力義務と位置付けられたことを踏まえ、令和 2 年度以降、諸外国における状況を調査してきた。この調査の結果、例えば、米国の善きサマリア人の食品寄附法のように、食品衛生基準等を遵守した上で食品を無償で提供した場合、故意又は重過失の場合を除き、当該食品に起因する食品事故の民事上との法的責任を負わないとする立法措置を導入する国があることも明らかになり、食品提供側の法的責任の減免が食品寄附の促進につながるのではないかと意見も出ているところである。

⁴ 当事者間で明示的に書面で契約を交わした場合にとどまらず、当事者間の意思を法的に解釈するとこのような契約が締結されていると観念されると整理したもの。

⁵ 第 19 条 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から、未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 （略）

3 国は、第一項の活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

2. 食品寄附に係る法的責任、特に民事責任（損害賠償責任）（別紙4参照）については、関係者の意見として、特に、食品寄附を行う食品関連事業者からは、幅広く責任を追及されると食品寄附を躊躇せざるを得ないという意見（意見1-2（別紙3参照。以下同じ。））がある一方、フードバンクに負担や法的責任が集中するような制度への懸念（意見2-1）や、食品寄附の文化が定着していない日本において提供側の民事責任を減免する制度を導入した場合、食品寄附に係る食品の管理等への面でモラルハザードが生ずるのではないかと懸念（意見5-4）も示された。また、寄附品と非寄附品を区別するために経路の確認が必要という意見（意見1-3）、事務負担が過大であると仕組み自体が活用されないので、過大な負担にならないよう留意が必要（意見2-7）といった実行面での課題を指摘する意見もある。さらに、食品寄附のサプライチェーンの各主体が、責任を他に押し付け合うのではなく、どのように適切に責任をシェアするかという観点から検討すべきといった指摘（意見5-5）もあった。

また、法曹関係者からは、民事上の法的責任の緩和が認められている法律は主に財産被害が対象であり、食品による人身被害の民事責任の在り方については、生命身体に関わる事故であるため、一般的に重い責任が問われる（意見6-5）、寄附側の法的責任を減免する制度を検討するのであれば、被害者への補償・救済をセットで考える必要がある（意見6-6）、といった指摘があった。

以上のとおり、食品の寄附の民事責任の在り方については期待する意見もある一方、我が国に直ちに導入することについて慎重論が多かった。

3. 他方、食品寄附の促進という観点からは、食品寄附のサプライチェーンに関わる各主体の情報が不足している点（意見1-1）や、横流し等への懸念（意見1-4）から、一定の規律の中で、信頼性・透明性・継続性を高めるための基準や枠組みの整備（意見1-4、意見2-2、意見2-3）やフードバンク等中間事業者の底上げが必要（意見2-6）といった指摘があり、食品寄附のサプライチェーン全体で、関係する事業者同士の信頼関係や、最終受給者からの信頼性を高めることで、食品寄附への社会的信頼を高めることがまずは必要と考えられる。

4. 以上を踏まえると、食品ロスの削減の推進に関する法律第19条の規定を踏まえ、食品寄附に関わる各段階の事業者と関係省庁が連携して、食品の無償提供を行う食品寄附関係者（食品関連事業者等、中間事業者（フードバンク、フードパントリー等））の各主体が不法行為法上又は契約上の義務にかかわらず

果たすべき「一定の管理責任」の内容を示した「食品寄附に関するガイドライン」（仮称）を作成し、その定着を図ることが有益である。

このガイドラインにおいては、併せて、食品事故の未然防止のための具体的措置や、万が一の事故時に備えた保険の加入の促進（意見 1－6、意見 6－1）、現状の公的あるいは民間の支援措置等（意見 1－5）を盛り込むことが考えられる。

5. 食品の期限表示の見直し、上記のガイドラインの策定、当該ガイドラインに基づく一定の管理責任を果たせる食品寄附関係者の特定、食品寄附関係者向けの保険の仕組みの検討等の一連の施策を実行後、一定の管理責任を果たせる食品寄附関係者による食品寄附活動を促進し、食品寄附に係るサプライチェーン全体への社会的信頼を高めていく。その上で、食品寄附ガイドライン運用後の食品寄附の実態把握、社会福祉や食品アクセスの確保の観点からの食品寄附促進の必要性、社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、一定の管理責任を果たせる食品寄附関係者による食品の寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受給者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずる。

別紙２ 外食時の食べ残しの持ち帰りのルールの整備及び食べ残しの持ち帰りを促進させるためのガイドライン策定の考え方

１．本来、飲食店等における食事の提供は、提供された場で食事をすることを前提に提供されるものであり、食品ロス削減の観点からは、その場で食べきれる量を注文する、といった対応が望まれる。その上で、やむを得ず出てしまった食事の食べ残しについては、消費者自らの適切な管理を前提に、持ち帰って本人やその家族の飲食の用に供することが望ましいと考えられる⁶。

一方で、現状においては、消費者側において、食べ残しの持ち帰りに対する認識は低く（令和５年度第２回消費者生活意識調査問 18 回答（「持ち帰るという発想自体がなかった」が約 25％）、同問 19 回答（「持ち帰りを意識したことはない」が約 36％）、積極的に持ち帰りを意識している層は全体の３割にも満たない（同問 19 回答（「持ち帰った後の食品の管理は自分で注意すればよく、店側の十分な注意喚起や容器包装の提供を前提に、持ち帰りを認めるべき」が約 27％）。

他方、持ち帰りについて、「衛生的に気になる」（同問 18 回答で約 20％）、「持ち帰りたかったが、飲食店から拒否された」（同問 18 回答で約 18％）といった声もあったところであり、消費者による持ち帰りの促進に当たっては、持ち帰りに対する認識の向上に加え、衛生面での手当てや、飲食店側の協力を求めていく必要がある。

２．食べ残しの持ち帰りの法的な取扱いについては、これまで学術的にも実務的にも十分な議論が尽くされてきたとは言い難いとの指摘（意見 6－3）もあり、実際、自己責任で持ち帰る以上、食事提供事業者側に法的責任が発生することではなく、そもそも緩和する余地がないといった指摘（意見 3－1）や、持ち帰りに伴うリスクへの配慮が店側に要求されるのではないかとといった指摘（意見 6－4）もある。

そのような食べ残しの持ち帰りについての法的関係が不明瞭である状況も背景に、食べ残しの持ち帰りに係る詳細な共通ルールがない（意見 3－3）、持ち帰りたいたいという顧客と事業者の両方が安心して提供できるような現場向けのガイドラインがあるとよい（意見 3－2）、持ち帰りが自己責任であるとしてもその取扱いについて明確なガイドラインが必要（意見 5－3）といった、一定のガイドラインの策定を求める声がある。

⁶ 食品ロスの削減の推進に関する法律第 6 条では、消費者には食品ロス削減の重要性についての理解・関心を深め、自主的に取り組むよう努める役割が求められている。

3. そこで、法的関係の不明瞭さについては、これまで法曹関係者等へのヒアリングも踏まえ、食品ロス削減推進会議幹事会での議論を経て、一つの試案（別紙5参照）の整理を試みたところであるが、引き続き、関係者・有識者を交えた議論が必要である。

その上で、食べ残しの持ち帰りについては、上記のとおり、何よりも消費者側の理解と自主的な取組の促進が重要である。

したがって、食品ロス削減に向けた食べ残しの持ち帰りを促進する上では、法的関係の整理を引き続き行った上で、消費者側及び飲食店側の理解を基にした民事上の紛争リスクの低減に資するガイドラインの作成を行い、その周知を図ることが有効であると考えられる。

4. また、食べ残しの持ち帰りについては、持ち帰りを前提とする食事と、その場での提供を前提とする食事では、安全性の保障が大きく異なる（意見4-1）、事故を防ぐための、持ち帰ることが可能な食品などを具体的に例示してはどうかといった指摘に加え、飲食店側、消費者側双方に、衛生面での懸念が見られるところである。

実際、提供から一定期間経過後に消費されることや、提供した後に消費者が手を付けたことで、当初提供された食品からは異物混入・食中毒のリスクが変化していると捉えられ、通常の食品の提供とは性質が大きく異なり、飲食店側においても、季節や気候に応じて、食品のセレクト、注意喚起や情報提供を行っている（意見3-4）。

そのため、食品衛生に関するガイドラインにおいては、食べ残しの持ち帰り場面において、その食品衛生上の取扱いに関する事項を整理することが、飲食店側と消費者側双方の食べ残しの持ち帰りに対する共通の意識を持たせる上で有効であると考えられる。

別紙３ ステークホルダー・有識者の意見、消費者アンケートの結果（参考）

１．ステークホルダー・有識者の意見

食品関連事業者等やフードバンク等中間事業者、食事提供事業者など、食品寄附や食べ残しの持ち帰りに関わるステークホルダーや、食品衛生、法曹面からの有識者からのヒアリングや会議での議論の結果、以下のような意見が聞かれた。

（食品関連事業者等（寄附者））

- ・フードバンクに関する情報が不足しており、企業として安心して寄附ができない。寄附側が適切な団体を選べるような仕組みを整備する必要。（意見１－１）
- ・寄附を行った場合に、開封された食品などでも幅広く責任を追及されると寄附に躊躇せざるを得ない。法的整理の在り方についての検討が必要。（意見１－２）
- ・食品の入手経路が確認できないと、法的責任を減免する制度を導入しても寄附によるものか売買によるものかを判断できない。（意見１－３）
- ・法的リスクは保険でもカバーできるが、レピュテーションリスクには対応できない。食品寄附による横流しやコスト増大、適正な表示などへの懸念もある。一定の規律の中で、信頼性・透明性・継続性を高めるための基準や枠組みの整備が必要。（意見１－４）
- ・税制上の優遇を拡大することが寄附の促進につながる。（意見１－５）
- ・最終受給者保護のため、保険加入などの促進の仕組みを検討する必要。（意見１－６）
- ・大企業以外の、地域に即した企業が参加できる環境整備が必要。（意見１－７）

（フードバンク等中間事業者）

- ・フードバンクに負担や法的責任が集中するような制度は望ましくない。（意見２－１）
- ・フードバンクの信頼性向上が寄附企業にとっての安心につながり、結果的に寄附増大につながる。フードバンクを法的に位置付けることも重要。（意見２－２）
- ・一定の基準を満たすフードバンクに認証を行い、その団体に免責を適用すべき。（意見２－３）
- ・まずはモデル事業などで試行的に取り組んではどうか。（意見２－４）
- ・寄附側の法的責任を減免する制度を検討するに当たって、寄附企業及び中間事業者の双方を対象にしないと寄附促進につながらない。（意見２－５）
- ・フードバンクの実態やレベルは様々であり、フードバンク全体の底上げが必要。（意見２－６）
- ・新たな仕組みを作るのであれば、事務負担が大きすぎると仕組み自体が活用されず、また、かえって食品寄附が減少する可能性がある。（意見２－７）

- ・こども食堂では利用者の特定をしていないところも多く、手続上過大な負担にならないよう留意が必要。（意見 2－8）

（食事提供事業者）

- ・食べ残しの持ち帰りについて、提供までは飲食店側の責任だが、提供後は顧客の箸がつくので、提供後は顧客の責任と考えている。（意見 3－1）
- ・行政庁のお墨付きがあると取組を進めやすい。持ち帰りしたいという顧客と事業者の両方が安心して提供できるような現場向けのガイドラインがあると良い。（意見 3－2）
- ・これまで持ち帰りのルールがなかったが、最近になってようやく一定のルールができた（mottECO）。ただし、詳細は各事業者の判断。（意見 3－3）
- ・店側には持ち帰りの管理責任はないと考えているが、季節や気候に応じて、食品のセレクト、注意喚起や情報提供を行っている。また、詰め替えは顧客自身に行ってもらっている。（意見 3－4）

（食品衛生有識者）

- ・持ち帰りを前提とする弁当と、その場での提供を前提とする食事では、安全性の保障が大きく異なる。（意見 4－1）
- ・事故を防ぐため、持ち帰ることが可能な食品などを具体的に例示してはどうか。（意見 4－2）

（有識者）

- ・法的責任を減免する制度の検討に当たって、寄附企業と中間事業者の双方を対象とすべき。（意見 5－1）
- ・寄附を受けた食品を扱う団体として配慮事項を守る宣誓書を提出するなどの措置が必要。（意見 5－2）
- ・食事の持ち帰りは基本的に自己責任であるが、その取扱いについての明確なガイドラインが必要。（意見 5－3）
- ・食品寄附についての国際比較では、海外はリスクを取ってでもやろうという意識が非常に強く、免責はその現状追認であり、日本ではやり方を失敗するとモラルハザードが起こる懸念がある。（意見 5－4）
- ・食品寄附のサプライチェーンの中で責任を押し付け合うのではなく、どのよう to 適切に責任をシェアするかという観点が重要。（意見 5－5）

（法曹・法学者）

- ・食品寄附の法的責任の在り方を検討するに当たっては、健康危害が消費者に発生した時に一時的に保険会社が補償してくれることにすれば、企業側も安心ではないか。（意見 6－1）
- ・アメリカでは州によって食品衛生等の基準がバラバラであるため、連邦法で寄附側の法的責任に関するミニマムスタンダードの規定を導入することで、寄附者が寄附の際に州ごとの食品衛生等の基準を確認する必要がなくなる点が、メリットの一つとされる。（意見 6－2）
- ・食べ残しの持ち帰りについては法的性質が明確ではない。（意見 6－3）

- ・食べ残しを持ち帰る際には、改めて店側と顧客で変更契約がなされ、持ち帰りに伴うリスクへの配慮が店側に要求されるのではないか。（意見 6－4）
- ・食品による人身被害の民事責任の在り方については、生命身体に関わる事故であるため、一般的に重い責任が問われると解すべき。（意見 6－5）
- ・寄附側の法的責任を減免する制度を検討するのであれば被害者への補償・救済をセットで考える必要。（意見 6－6）

（消費者団体）

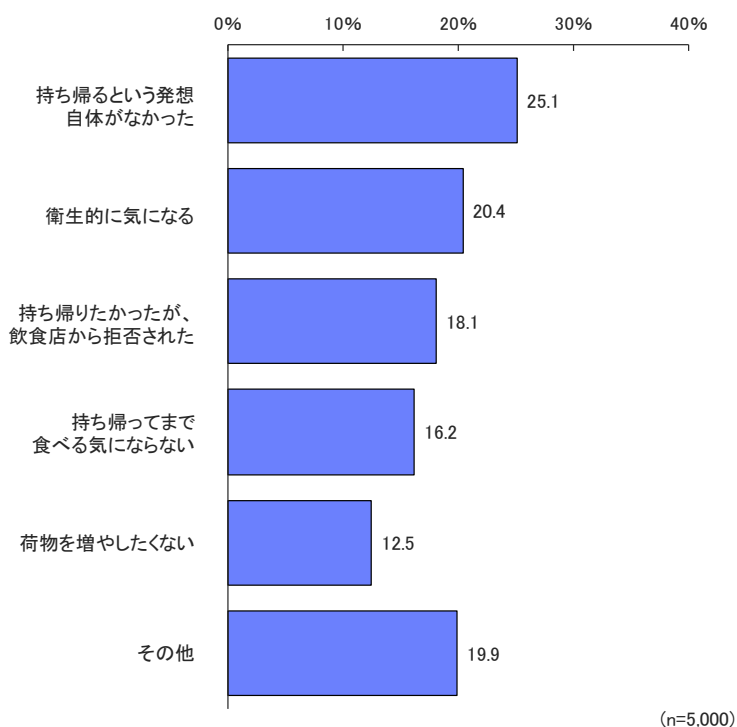
- ・事業者責任を果たす体制を残すべき。消費者の自己責任とすべきではない。（意見 7－1）
- ・賞味期限、消費期限の違いなどの消費者教育を推進すべき。（意見 7－2）
- ・何らかの責任を緩和する仕組みは、食品提供事業者のみならずフードバンクの活動も同じように位置付けるべき。（意見 7－3）

2. 消費者アンケートの結果

また、消費者庁において、令和5年8月31日から9月3日にかけて実施した「令和5年度第2回消費生活意識調査⁷」によれば、食べ残しの持ち帰りについて、消費者から以下のようなアンケート結果が得られた（抜粋）。

問 18. 直近1年間についてお聞きます。飲食店で食べきれなかった料理を持ち帰らなかった理由として、以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。（複数回答）

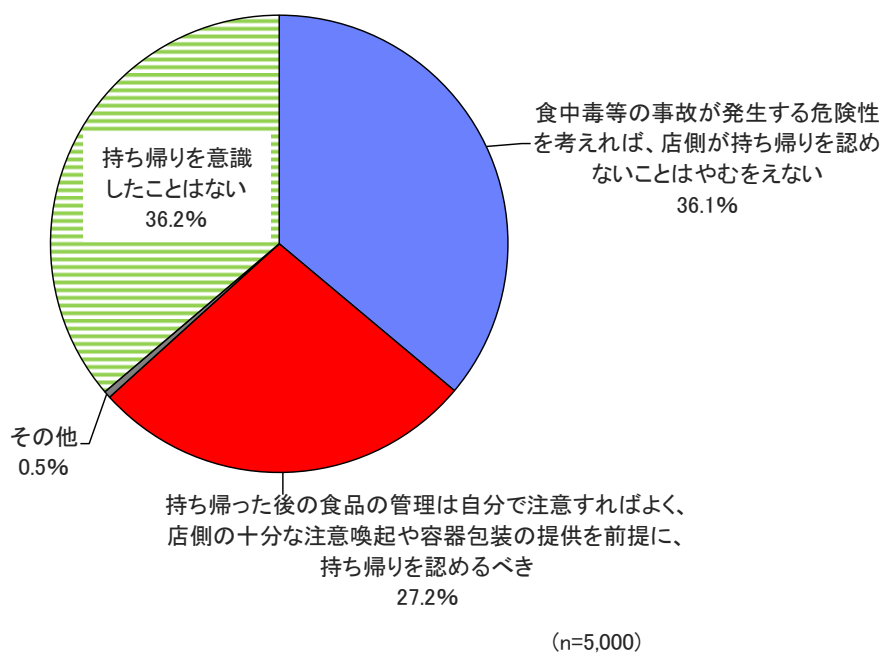
飲食店で食べきれなかった料理を持ち帰らなかった理由の上位は、「持ち帰るという発想自体がなかった（25.1%）」と回答した割合が最も高く、次いで「衛生的に気になる（20.4%）」、「持ち帰りたかったが、飲食店から拒否された（18.1%）」となっている。



⁷ インターネットを利用したアンケート調査であり、5000 サンプルを人口構成比に応じて割り付けして実施（7段階の男女（15～19 歳、20～29 歳、30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳、60～69 歳、70 歳以上））

問 19. 飲食店で食べきれなかった料理を持ち帰ることについて、飲食店側は、持ち帰った以降の不適切な管理によって食中毒等の事故が発生することを危惧し、持ち帰りを認めないことがあります。こうした店側の対応について、あなたはどのように思いますか。当てはまるものを一つお選びください。（単一回答）

食べきれなかった料理を持ち帰ることを飲食店側が認めないことについて、「食中毒等の事故が発生する危険性を考えれば、店側が持ち帰りを認めないことはやむをえない」と回答した人の割合は4割弱（36.1%）となっている。一方で、「持ち帰った後の食品の管理は自分で注意すればよく、店側の十分な注意喚起や容器包装の提供を前提に、持ち帰りを認めるべき」と回答した人の割合は3割弱（27.2%）となっている。



別紙4 最終受給者に損害が生じた場合の食品関連事業者等、中間事業者と最終受給者の法的関係について

① 食品関連事業者等と最終受給者との関係

- ・ 食品関連事業者等のうち「製造業者等」（製造物責任法第2条第3項）に該当する者は、最終受給者の損害（治療費等）に関し、食品（製造物）をフードバンク等に引き渡した時点に存在した欠陥につき、製造物責任を問われる可能性がある（同法第3条）。
- ・ 食品関連事業者等は、最終受給者の損害（治療費等）に関し、異物混入等に関する違法行為につき故意・過失がある場合には、不法行為責任を問われる可能性がある（民法第709条、第710条。なお民法第715条等（以下「民法第709条等」という。）も考えられる。）

② 食品関連事業者等とフードバンク等の中間事業者との関係

- ・ 食品関連事業者等は、フードバンク等の中間事業者から、最終受給者へ損害賠償をした相当額に関し、債務不履行責任（民法第415条第1項）又は不法行為責任（民法第709条等）を問われる可能性がある。

③ フードバンクと最終受給者との関係

- ・ 中間事業者のうち、フードバンクは、最終受給者の損害（治療費等）に関し、不法行為責任（民法第709条等）を問われる可能性がある。

④ フードバンク以外の中間事業者と最終受給者との関係

- ・ フードパントリー・こども食堂等の中間事業者は、最終受給者の損害（治療費等）に関し、製造物責任（製造物責任法第3条）、債務不履行責任（民法第415条第1項）又は不法行為責任（民法第709条等）を問われる可能性がある。

⑤ フードバンクとフードパントリー・こども食堂等の中間事業者間の関係

- ・ （フードバンクからフードパントリー・こども食堂等の中間事業者に食品が供給され、同フードパントリー・こども食堂から最終受給者へ食品の提供が行われた場合、）フードバンクは、フードパントリーやこども食堂が最終受給者へ損害賠償をした相当額に関し、当該フードパントリー・こども食堂から債務不履行責任（民法第415条第1項）又は不法行為責任（民法第709条等）を問われる可能性がある。

別紙5 飲食店等における食べ残しの持ち帰りにおける食事提供事業者と顧客の法的整理について（試案）

食事提供事業者と顧客との間には、飲食物の製作物供給、給仕及び飲食の場を提供するといった複数の債務を食事提供事業者側が負い、他方、顧客はそれらに対し対価を支払うことを内容とする複合契約が締結されていると考えられる。この際、提供された飲食物については、

- ① 提供時に既に所有権が顧客に移転しているものの、上記複合契約の内容としてその場で食べるということ債権的制約が顧客には課されていると考え、食べ残しについては、自由に顧客は持ち帰りができない
- ② あるいは、提供された飲食物の所有権については、提供事業者側に留保されている（顧客は所有権を有しないものの飲食が認められている）と考え、食べ残しについては、（自己に所有権がなく飲食しか認められていないために）自由に顧客は持ち帰りができない

といった複数の法的評価が考えられる。

さらに、食用であれ、他の用途（堆肥原料等）であれ、食べ残しを持ち帰ることについては、コーヒーチェーン店やファーストフード店等といった持ち帰り（テイクアウト）も前提としているように見受けられる一部の業態を除き、食事提供事業者側が事前に想定する行為ではなく、また、持ち帰るには食事提供事業者側の協力（容器の提供、移替え等）も必要なことから、

- ① 持ち帰ることは当初の複合契約に含まれておらず、持ち帰る時点において持ち帰ることについて新たに当事者間で合意をし、その場で食べるという債権的制約を解除するという契約内容の変更をする必要があると考えられる。
- ② あるいは、食事提供事業者側に所有権留保の特約を解除してもらう必要があると考えられる。

そのため、いずれの構成にせよ、食べ残しの持ち帰りは、食事提供事業者側と顧客との間で改めて持ち帰る旨の合意が成立した場合にのみ、法的に認められるものとする。

その上で、まず、食事を提供した時点における当該食事に既に異物混入等の食品事故の原因が存在している場合については、食事提供事業者側に債務不履行責任や不法行為責任が問われる可能性がある。加えて、食事提供事業者は「製造業者等」に該当する者であるため、飲食物（製造物）を顧客に引き渡した時点に存在した欠陥につき製造物責任を問われる可能性がある。

一方で、飲食店側が顧客に食品を提供した段階で、飲食店側の食品（製造物）の「引き渡し」（製造物責任法第3条）・「販売」（食品衛生法第6条）行為は終

了している。そのため、飲食店側が提供した食品に顧客が手を付けた後に、食べ残したものを持ち帰った時点以降の場面において、異物混入等の食品事故の原因が存在する場合については、製造物責任や食品衛生法上の義務違反は発生しないものと考えられる。また、持ち帰りのための容器の提供や移替えの際の作業を食事提供事業者側が行う場合にも、安全性の確保が求められると考えられる。他方で、食事提供事業者側と顧客との間には提供された食品の安全性について知識・情報の格差が存在するところ、食品の持ち帰りについて合意し、当該食品の安全性に関する危険を顧客に移転させるに際しては、食事提供事業者側には信義則上の安全配慮義務として、持ち帰る食品の種類、また持ち帰る際の食品の状態等を踏まえ、例えば消費期限や食べる際の注意点の説明等を行うことが求められると考えられる。また、持ち帰りのための容器の提供や移替えの際の作業を食事提供事業者側が行う場合にも、安全性の確保が求められると考えられる。そのため、こうした説明等を怠った結果、異物混入等が発生した場合には、安全配慮義務違反による損害賠償責任が発生し得ると考えられる。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に関する施策の進捗状況について

参考資料

項目		担当省庁	進捗状況	今後の予定
Ⅱ 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項				
2 基本的施策				
【1】	(1)教育及び学習の振興、普及啓発等	① 消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資料を活用し、家庭での食品ロス削減のために、暮らしの中で意識してできる内容の普及啓発を行う。特に、食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進する。また、食品を少し多めに買い置きして、食べたらその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る。	関係省庁(特に、消、農、環) ・消費者の食品ロスの認知向上のため、食品ロス削減特設サイトに情報をまとめ発信。(消) ＜消費者庁特設サイト:めざせ!食品ロス・ゼロ＞ https://www.no-foodloss.caa.go.jp/ ・平成29年度徳島県における食品ロス削減に関する実証事業による、食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることをホームページ上等で周知。(消) ・ローリングストック法について紹介したチラシ等をホームページ上に掲載。(消) ・食品ロス削減のため、暮らしの中で意識してできる取組として食品ロスダイアリーやmottECO(令和2年度～)、日本フランチャイズチェーン協会と連携した「てまえどり」の呼びかけ(令和3年度～)などを推進。(消)(農)(環) ・食品ロス削減月間等において、小売・外食事業者が店舗において消費者への普及啓発のために使用できるポスター等の啓発資料を提供。(農) ・ホームページ上で啓発資料のダウンロードページを運用。(環) ・消費者の食品ロスの認知向上・取組促進のため、食品ロスポータルサイトに情報をまとめ発信。「7日でチャレンジ!食品ロスダイアリー」、「mottECO」に加え、消費者行動別の情報提供、「買い物のとき(買い過ぎない、てまえどり)」、「調理のとき(料理研究家とのコラボ動画など)」、「保存のとき(傷みにくい保存方法、整理方法)」、「外食するとき(3010運動など)」、「食べきれないとき(フードドライブ)」などを発信。(環) ＜食品ロスポータルサイト＞ https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html ＜食品ロス啓発資料ダウンロードページ＞ http://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryo.html	・引き続き、普及啓発を実施。(消)(農)(環)
【2】		② 消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促進する。	消(農) ・「賞味期限」の愛称・通称コンテストを行い、「賞味期限」の愛称として「おいしいめやす」を選定。(令和2年度)(消) ・「おいしいめやす」を普及啓発するためのポスター及びデジタルデータを作成し、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等事業者の協力の下、ポスター及びレジ画面等への提示を実施(令和3年2月1日～)。(消) ・消費者庁ホームページに掲載した参考資料において、賞味期限と消費期限の違い等を掲載。(消) ・食品ロス削減月間等において、小売・外食事業者における店舗での消費者への普及啓発のために使用できる啓発資料や、賞味期限と消費期限の違いの理解を目的としたポスターも含めて提供。(農) ・食品ロス削減全国大会において、備蓄の役割を終えた災害用備蓄食品のうち賞味期限を超過したものについて、賞味期限と消費期限の違いの理解を目的として、一般消費者へ配布。(農)	・引き続き、普及啓発を実施。(消)(農)

項目		担当省庁	進捗状況	今後の予定
【3】		③ 消費者及び食品関連事業者等に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」により、外食時の食べきり・持ち帰り(持ち帰り用容器の活用を含む。)等に係る啓発を一層推進する。	消、農、環	・「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」について、ホームページ等を通じて周知。(農)(消) ・毎年、恵方巻きシーズンに、予約販売やハーフサイズの製造などにより食品ロス削減に取り組んでいる旨を食品小売事業者がPRできるよう、ポスター等の資材を提供するとともに、当該資材を活用してPRに取り組む小売事業者を公表。(農) ・宴会等での食品ロス削減のため、3010運動を推進、啓発資材を作成、また「飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項」をホームページ及び食品ロスポータルサイトで発信。(環) ・mottECO導入モデル事業にて事業者、地方公共団体等の取組を支援(令和3年度～)。また、百貨店におけるmottECO検証事業の実施。(令和4年度～)(環) ・mottECO普及コンソーシアムによる、mottECOの普及拡大のための事業者、自治体連携イベント「～食べ残しをなくそう～食品ロス削減「mottECO(モッテコ)」FESTA2023」を開催。(令和5年度)(環) <食品ロスポータルサイト> https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html <mottECOなど食品ロス啓発資材ダウンロードページ> http://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryo.html
【4】		④ 消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。	農(消)	・令和5年10月の食品ロス削減月間に、商慣習の見直しの取組として、納品期限の緩和や賞味期限表示の大括り化に取り組む事業者について、事業者名を公表し、一般消費者に対して周知。(農)
【5】		⑤ 「もったいない」の考え方の下、ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を推進する。	農(消、環)	・関係省庁が作成する普及啓発資材における「ろすのん」の積極的な使用、事業者等における「ろすのん」の活用事例のホームページ等を通じた周知を実施。平成25年以降開始した、「ろすのん」の事業者等における使用の許可件数については、令和5年11月末時点で1,429件に増加(令和5年8月末時点では1,377件)。(農)

項目		担当省庁	進捗状況	今後の予定
【6】	⑥ 食品ロス削減月間(10月)、食品ロス削減の日(10月30日)に、食品ロスの削減に関する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組を実施する。このほかの時期においても、通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう、広報に努める。	関係省庁(特に消、農、環)	・食品ロス削減月間において、商慣習見直しの取組や、食品関連事業者による消費者への普及啓発の取組について、プレスリリースやSNS等により広報を実施。(消) ・食品ロス削減月間特設ページの開設、政府広報との連携、啓発ポスター及び啓発チラシの作成等により食品ロス削減月間及び具体的な取組に関する情報を発信。(消) ・できることから取り組む機運を醸成すると共に、身近な取組を横展開することにより、国民それぞれに行動してもらうことを目的として、「『めざせ！ 食品ロス・ゼロ』川柳コンテスト」を実施(令和3年度～)。(消) ・株式会社 明治のいくつかの製品パッケージに川柳コンテストの受賞作品を掲載し、全国の小売店で販売(令和4～5年度)。(消) ・食品ロス削減推進アンバサダーを起用した啓発ポスターの作成など、報道媒体を通じ食品ロス削減の取組を広く発信。(消)(農)(環) ・消費者庁、農林水産省、環境省にて、自治体との共催で食品ロス削減全国大会を毎年開催(第7回大会を令和5年10月30日に金沢市で開催)。(消、農、環) ・企業・団体・学校等が行う食品ロス削減の取組を消費者が知ることができるよう、食品ロス削減に関する自主宣言を消費者庁のウェブページで公表する取組を開始(令和4年度～)。(消) ・食品ロス削減月間において、商慣習見直しの取組や、食品関連事業者による消費者への普及啓発の取組について、プレスリリースやSNS等により広報を実施。(農) ・消費者庁、農林水産省と共に、食品ロス削減月間に行う環境省の取組を発信(毎年9月)。(環)	・引き続き積極的な広報に取り組む。(消)(農) ・第8回食品ロス削減全国大会を令和6年10月に群馬県で開催予定。(消、農、環) ・引き続き、食品ロス削減月間の取組を発信。マスコミ等を通じた広報活動を実施。(環)
【7】	⑦ 地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進する。	消	・地域において指導的役割を担う方が、食品ロス及びその削減のための手法等について理解し、地域の特性を活かした食品ロス削減の取組を行うことができるよう、体系的に整理した教材(「食品ロス削減ガイドブック」)を作成(令和3年度)。(消) ・地域において食品ロス削減の推進を図る人材を育成するための「食品ロス削減推進サポーター」制度を創設し、「食品ロス削減ガイドブック」を用いてサポーター育成のための講座を通じて、約2,100人(令和5年8月末時点)のサポーターを育成(令和4年度から実施)。(消)	・引き続き、サポーター育成講座を実施。(消)

項目			担当省庁	進捗状況	今後の予定
【8】		⑧ 命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定める。	文(環)	・学校給食や教科等における指導において、食品ロスを含めた食に関する現代的な課題を取り扱い、食べ物や生産等にかかわる人々への感謝の心を育むことや、個に応じた給食指導、給食の時間を適切に定めること等を促すため、教職員向けの「食に関する指導の手引」や、児童生徒向けの食育教材を作成し、学校における食育を推進。(文) ・教育委員会の学校給食担当者が集まる会議等において取組の周知。(文) ・学校給食等における食品リサイクル推進・食品ロス削減モデル事業(平成27年度～)を通して、食品ロス削減に関する理解と対策の実施を推進。(環) ・各地方公共団体の教育現場において、食品ロス削減に係る取組を容易に実施することができるよう、「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル」を提供。(環) https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/R1manyuaru_r3.pdf	・引き続き、教職員向けの「食に関する指導の手引」や、児童生徒向けの食育教材を活用した学校における食育を推進。(文) ・第4次食育推進基本計画で求められている食品ロスを含めた学校における食育を推進。(文) ・引き続き、教育委員会の学校給食担当者が集まる会議等において指導・事業の成果の周知。(文) ・引き続き、学校給食における食品ロス削減等に関する取組のモデル事業を実施。(環)
【9】		⑨ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図るなど、各種イベント等での対策実施を推進する。	関係省庁	・大規模イベントにおける食品ロス削減を図るため、2018年女子バレーボール世界選手権や、2019年ラグビーワールドカップの期間中に実施した啓発資料を活用した実証結果について幅広く周知。(農) ・令和4年2月25日に開催した「第5回食品ロス削減推進会議」において、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から大会期間中における食品ロス削減の取組を報告。(消) ・大規模イベントにおける食品ロス削減モデルを創出するため、プロ野球公式戦において、ナッジ(行動経済学)を応用した来場者向け啓発や地元自治体と連携したフードドライブを実施(令和4年度)。(消)	・今後の大規模イベントにおいて知見が活用されるよう、積極的な周知に取り組む。(農) ・引き続き、各種イベント等での食品ロス削減対策実施を推進。(環) ・「2025 年大阪・関西万博アクションプラン」に基づき、ナッジを活用した来場者向けの啓発活動に取り組む。(消) ・「2025 年大阪・関西万博アクションプラン」に基づき、博覧会協会に対して万博運営における食品ロス削減に関する技術的助言等を行う。(農)(環)
【10】	(2)食品関連事業者の取組に対する支援	① 規格外や未利用の農林水産物の活用(加工・販売等)を促進する。	農	・Webやアプリ等により、規格外や未利用の農林水産物の販売を行うビジネス(フードシェアリング)について、事業者の事例を整理し、食品関連事業者に対して周知。(農) ・農山漁村振興交付金により、農林漁業者等による規格外や未利用の農林水産物を含む多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発、展示会や商談会出展等の販路開拓、加工・販売施設等の整備等の支援を実施。(農)	・引き続き、本取組を実施。(農)

項目		担当省庁	進捗状況	今後の予定
【11】	② 食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化(年月表示・日まとめ表示)、賞味期限の延長、厳しい納品期限の緩和(取組企業や実施品目の拡大)を一体的に促進する。また、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正受発注の推進を図る。	農、経、(消)	・商慣習検討ワーキングチームにより、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限の緩和、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等について、企業への実態調査や検討等を実施。調査を踏まえ、納品期限の緩和に積極的に取り組むべき品目について、今後、賞味期間180日以上加工食品について対象とする方向で検討を進めること等をとりまとめた。(農) ・製造・卸・小売の大手企業が加盟する「製・配・販連携協議会」を通じて「賞味期限表示の大括り化」「賞味期限の延長」「納品期限の緩和」の普及啓発を継続的に実施した。(経) ・令和4年9月の物価・賃金・生活総合対策本部において、食料価格高騰への対応として、製品段階の食品ロスの最小化対策の強化の方針を示し、食品企業に、商慣習見直しや、定期情報開示における食品ロス削減の取組状況の発信、食品ロス削減に取り組んでもなお発生する未利用の食品についてのフードバンク・こども食堂への寄附の働きかけを実施。(農) ・取組を進める上での課題やその解決策等を相互に共有・発信する場を創出し、国民運動として食品ロス削減の更なる推進を図るため、新たに「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」を設置し、10月31日に第1回を開催。(農)	・引き続き、商慣習の見直しに向けた調査・検討を実施。(農) ・引き続き製・配・販連携協議会を通じて「賞味期限表示の大括り化」「賞味期限の延長」「納品期限の緩和」について普及啓発活動を行う。(経) ・納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し、大括り表示への見直しに関する農林水産大臣メッセージについて、食品関連事業者に周知・徹底し、商慣習の見直しに向けた取組を実施。(農) ・引き続き、情報連絡会を開催予定。(農)
【12】	③ 季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。	農	・毎年、恵方巻きシーズンに、予約販売やハーフサイズの製造などにより食品ロス削減に取り組んでいる旨を食品小売事業者がPRできるよう、ポスター等の資料を提供するとともに、当該資料を活用してPRに取り組む小売事業者を公表。(農)	・引き続き、本取組を実施。(農)
【13】	④ 食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発(期限表示の理解や適切な購買行動の促進等)に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資料を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。	農(消、経、環)	・小売店舗における、消費者への「てまえどり」の呼びかけを促進するため、消費者庁、農林水産省、環境省及び一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会とが連携して商品陳列棚に掲示する啓発資料を作成、ホームページで公開するとともに、コンビニエンスストア各社で展開。(消)(農)(環) ・食品ロス削減月間等において、小売・外食事業者が店舗において消費者への普及啓発のために使用できるポスター等の資料の提供を行った。また、こうした消費者啓発活動に取り組む事業者について、事業者名と共に公表し、周知。(農) ・すぐに食べる商品について陳列順に購入する消費行動を促す際に活用可能な啓発キャラクター「すぐたべくん」を作成、店頭啓発資料をホームページで公開。(環) ・宴会等での食品ロス削減のため、3010運動を推進・啓発資料を作成、また「飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項」をホームページ及び食品ロスポータルサイトで発信。(環) ・外食時の食べ残しの持ち帰り推進に向け、「mottECO」を普及促進。啓発資料の作成、活用事例、積極的に取り組む自治体・事業者等の公表・発信。(環) ・mottECO導入モデル事業にて事業者、地方公共団体等の取組を支援(令和3年度～)。また、百貨店におけるmottECO検証事業の実施(令和4年度～)(環) ・mottECO普及コンソーシアムによる、mottECOの普及拡大のための事業者、自治体連携イベント「～食べ残しをなくそう～食品ロス削減「mottECO(モッテコ)」FESTA2023」を開催。(令和5年度)(環) <食品ロスポータルサイト> https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html <mottECOなど食品ロス啓発資料ダウンロードページ> http://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryo.html	・引き続き、普及啓発を実施する。(消)(環)(農)

項目			担当省庁	進捗状況	今後の予定
【14】		⑤ 小盛りサイズメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。	関係省庁(特に、農)	・小盛りサイズメニューの導入等の取組を整理した「飲食店などの食品ロス削減のための好事例集」について周知。(消)(農) ・外食事業者の食品ロス削減の取組として「3010運動」や「mottECO」を推進。啓発資材をホームページで公表。(環) http://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryo.html ・食品ロスポータルサイトにおいて、食べきりの推奨・持ち帰りへの協力の呼び掛けを実施。(環)	・引き続き周知に取り組む。(消)(農) ・引き続き、食品ロスポータルサイトでの発信とともに、広報活動を通じた周知に努める。(環)
【15】		⑥ 外食時の食べきりや、持ち帰りに関する留意事項について、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」等により、一層の周知を図る。特に、持ち帰りについては、留意事項を十分に理解して希望する者が「自己責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にする啓発を推進する。	消、農、環(厚)	・消費者庁ホームページに掲載した参考資料において、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」や、持ち帰る行為「mottECO(モッテコ)」について紹介したチラシ等を掲載。(消) ・「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」や、持ち帰る行為「mottECO(モッテコ)」について、食品関連事業者に対して周知。(農) ・「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」について、持ち帰る行為「mottECO(モッテコ)」について、ホームページ等を通じて周知。(消) ・「mottECO」啓発資材として、飲食店従業員向け及び消費者向けの注意喚起チラシを作成し、持ち帰りに関する注意事項の周知とともに消費者に対して「食べきり」の推奨、および「自己責任での持ち帰り」の理解を促進。「飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項」をホームページ及び食品ロスポータルサイトで発信。(環) http://www.env.go.jp/recycle/food/motteco.html	・引き続き周知に取り組む。(消)(農) ・mottECO導入モデル事業を実施し、mottECO導入店舗の拡大や消費者理解の促進に努める。(環)
【16】		⑦ 需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めたICT、AI等の新技術の活用による食品ロス削減の取組を促進する。	農、経	・商慣習検討ワーキングチームにおいて、POSデータ等を組み合わせた需要予測の高度化に向けた調査等を実施。(農) ・Webやアプリ等により、規格外や未利用の農林水産物の販売を行うビジネス(フードシェアリング)や、AI等の新技術を活用した需要予測等について、事業者の事例を整理し、食品関連事業者に対して周知。(農) ・RFID等の自動認識技術やIoT技術を活用したサプライチェーン効率化に関して検討を実施。(経)	・引き続きAI・ICT等を活用した新たなビジネス等の周知に取り組む。(農) ・引き続きRFIDをはじめとするIoT技術等の活用によるサプライチェーン効率化の推進に取り組む。(経)

項目			担当省庁	進捗状況	今後の予定
【17】		⑧ 食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。	農	・食品ロス削減月間において、店舗での消費者啓発に取り組む事業者や、納品期限緩和及び賞味期限表示の大括り化に取り組む事業者を募集し、事業者名を公表し、消費者に周知を行った。(農) ・毎年、恵方巻きシーズンに、予約販売やハーフサイズの製造などにより食品ロス削減に取り組んでいる旨を食品小売事業者がPRできるよう、ポスター等の資材を提供するとともに、当該資材を活用してPRに取り組む小売事業者の公表を行った。(農)	・引き続き、本取組を実施。(農)
【18】		⑨ 過剰な回収につながらないよう食品衛生法(昭和22年法律第233号)における自主回収報告制度の対象となる食品等の範囲を示し制度の周知を図る。	厚(消、経)	・自主回収の報告対象が、健康を損なうおそれがあり、食品衛生法に違反した場合(おそれ含む)に限られる旨を法律上明記(令和3年6月1日施行)。通知、ホームページ等で本制度の周知を実施。(厚) ・令和2年12月には、食品の自主回収報告制度を含む上記食品衛生法改正に係る説明動画をYouTubeに掲載し、本制度の更なる周知を図った。(厚) ・令和3年5月には、事業者向け、消費者向けリーフレットを消費者庁と連携して作成し、印刷、配布するとともにホームページに掲載し本制度の追加周知を図った。(厚)	・本件については対応済であるが、今後も必要に応じて対応を行う。(厚)
【19】		⑩ 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)違反があった場合に、過剰な回収につながらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う。	消	・令和3年3月17日より、食品表示基準に違反する食品表示の修正方法について、安全性に係る表示事項の修正を除き、適正な表示を記載したポップシール又はネックリンガーを容器包装の任意の場所に貼付又は配置することによる簡便な表示修正を認める運用をしており、食品表示基準Q&Aに記載。(消)	・様々な機会をとらえて引き続き周知を行う。(消)
【20】		⑪ 食品ロス削減を含め、企業の取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮したESG金融の普及を促進する。	環(消)	・各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動をする場として、ESG金融ハイレベル・パネルを2019年2月に設置。2023年4月までに6回開催。(環) ・令和元年10月4日にESG金融の普及・拡大に向けた「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」を創設。これまでに4回開催。(環) ・環境関連事業への投融資を促進するため、各種補助事業を実施。(環) ・国内におけるグリーンボンド等の発行促進に資するため、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン」や「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」の普及促進を実施するとともに、グリーンボンド等の発行を支援する補助事業を実施。(環) ・環境省は地域金融機関におけるESG地域金融の実践を支援し、その結果も踏まえ、2023年3月、「ESG地域金融実践ガイド2.2」を策定。(環) ・2021年1月、プラスチック資源循環をはじめサーキュラー・エコノミーに資する取組を進める我が国企業が、国内外の投資家や金融機関から適正に評価を受け、投融資を呼び込むことができるよう、「サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」を経済産業省と合同で策定。(環)	・引き続き、各施策を推進。(環)

項目			担当省庁	進捗状況	今後の予定
【21】	(3)表彰	食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において表彰制度を創設する。	消	・消費者等に対し広く普及し、波及効果が期待できる優秀な取組を実施した者を表彰することで、食品ロス削減の取組を広く国民運動として展開していくことを目的とする「食品ロス削減推進大賞」を創設(令和2～3年度)。(消) ・「mottECO」、「フードドライブ」及び「食ロス削減の取組」に関し、食品ロス削減の機運を醸成することに資する優秀な取組が広く認知されるよう環境大臣表彰を創設(令和3年度)。(環) - http://www.env.go.jp/press/109864.html ・令和4年度から、消費者庁と環境省の表彰を統合し、共催で「食品ロス削減推進表彰」を実施。(消、環)	・引き続き、優良な食品ロス削減への取組に対して表彰を行っていく。(消)(環)
【22】	(4)実態調査及び調査・研究の推進	① 食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続的に実施する。	農、環	・食品リサイクル法の定期報告により食品廃棄物等の発生量を把握するとともに、令和3年度可食部・不可食部の把握のための調査を実施し、可食部率を考慮し、令和5年6月に食品ロス発生量を推計・公表。(農) ・年1回「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に関する実態調査」を通じて、市区町村における家庭系の食品廃棄物及び食品ロスの把握実態およびその発生量の情報を収集し、食品廃棄物等の発生量及び食品ロス発生量の全国推計を実施。(環)	・令和4年度食品ロス発生量の公表に向けて作業を実施。(農) ・引き続き、市町村における実態調査を通じて、食品廃棄物及び食品ロス量の推計を行うとともに、推計精度の向上に向けた検討を実施する。(環)
【23】		② 食品ロスの内容、発生要因等を分析する。	農、環	・可食部・不可食部の把握のための調査を実施し、食品製造業、卸売業、小売業、外食産業ごとの食品ロスの内容、発生要因等を分析。(農) ・食品製造業における多様なロス発生要因の把握・分析と業務実態に応じた削減対策を実施。(農) ・「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に関する実態調査」を通じて、家庭系食品ロスについて、その発生要因(直接廃棄、過剰除去、食べ残し)分析を実施。(環) ・食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等(令和3年度～)を通じて、食品ロスの内容、発生要因、削減に向けた取組・対策の効果検証等を実施。モデル事業成果を食品ロスポータルサイトにて発信。(環)	・可食部・不可食部調査の結果を踏まえたデータを整備し、引き続き発生要因分析を実施。(農) ・引き続き、食品ロスの発生要因分析を実施する。(環)
【24】		③ 食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施する。	消、農	・流通店舗に食品ロス削減に関するポスター等の啓発物を設置し、消費者の意識と行動の変化を事前・事後のアンケート調査によって捉え、啓発活動の効果を検証。(消) ・諸外国における食品の提供・寄附の実態及び関連制度や、食品ロス削減に関する先進的な取組等に関する調査を実施(令和2～5年度)。(消) ・食品ロスに伴う経済損失と温室効果ガス排出量を試算するための調査を実施(令和5年度)。(消) ・可食部・不可食部の把握のための調査を実施し、食品ロスの効果的な削減方法を整理。(農)	・引き続き、調査・研究等を実施する。(消) ・引き続き、可食部・不可食部調査の結果を踏まえ削減手法の検討を実施。(農)
【25】		④ 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。	消	・食品ロス削減に関する消費者の現状や求められる政策等を把握し、食品ロス削減に向けた施策検討及び消費者基本計画等の作成に資するため、一般消費者3,000(令和元年度まで)～5,000(令和2～5年度)名を対象に、食品ロス問題の認知度と取組状況等について調査を実施。(消)	・引き続き同様の調査を行う。(消)

項目			担当省庁	進捗状況	今後の予定
【26】		⑤ ムーンショット型研究開発制度において、食品ロス削減の観点を含め、持続的な食料供給産業を創出するための挑戦的な研究を推進する。	消、農	・困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等を対象に総合科学技術・イノベーション会議等が決定した9つのムーンショット目標のうち、目標5「2050年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出」の実現に向け、食品残渣等を利用した昆虫の大量生産体制を構築し、それら昆虫の食料化や飼料化に向けた研究を実施中であるとともに、未利用農水産物を活用した、栄養成分を豊富に含む食品等を提案するシステム開発等の研究を実施中。(農)	・目標実現に向け、引き続き研究開発を進める。(農)
【27】	(5)情報の収集及び提供	① 先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その際、若者等による積極的な取組事例の収集及び提供を強化するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、SNS等も活用して紹介する。	消、農	・消費者、事業者、自治体の取組事例をホームページ、SNS等で紹介。(消) ・食品ロス削減推進大賞の公募において、学生への周知を重点的に実施。(消) ・食品ロス削減月間における商慣習見直しの取組や、食品関連事業者による消費者への普及啓発の取組や、「てまえどり」の周知について、プレスリリースやSNS、動画等により、広報を実施。(農) ・食品ロスに関する情報を一元的に集約した「食品ロスポータルサイト」を設置し、消費者、事業者、自治体のそれぞれに向けた情報提供を実施。(環) https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html ・食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等(令和3年度～))を通じて、事業者・地方公共団体等の先進的な取組を支援し、その成果を食品ロスポータルサイトにて発信。(環)	・引き続き積極的な情報提供に取り組む。(農)(消) ・食品ロスの削減の効果的活波及効果が期待できる優良な取組を実施した者を表彰する「食品ロス削減推進表彰」を創設。結果はホームページ等で発信。(消)(環) http://www.env.go.jp/press/109864.html ・引き続き、「食品ロスポータルサイト」を中心として情報提供を行っていく。(環)
【28】		② エシカル消費の啓発とも連動させ、消費の社会へのつながりの意識を喚起する。	消	・「エシカル消費特設サイト」において、地方公共団体等における食品ロス削減に向けた取組を継続的に掲載し、情報発信を行った。(消) ・エシカル消費普及のための子供向けの体験型ワークショップや、講演、各種イベント等への参画の際、食品ロス削減の概念等も含めて普及啓発を行った。(消) ・エシカル消費のパンフレットにおいて、食品ロス削減の概念に加え、食品ロスの削減に向けた企業の取組を紹介するなど普及啓発に努めた。(消)	・引き続き、様々な機会を捉えて、周知啓発に取り組む。(消)
【29】		③ 食品ロスの削減による環境負荷の策定の成果に係る情報発信を行う。	環	・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)の中で、脱炭素型ライフスタイルへの転換として家庭における食品ロスの削減を推進していくことを記載。対策評価指標として、家庭からの食品ロス発生量を設定し、温室効果ガス排出削減効果(見込量)を記載。(環) https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html	食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の調査し、調査結果を消費者向けの普及啓発に活用。(消)(農)(環)

項目		担当省庁	進捗状況	今後の予定
【30】	(6)未利用食品を提供するための活動の支援等	① 関係者相互の連携のための取組 (例:食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブの推進)を含めた、フードバンク活動への支援を行う。事業者等によるフードバンク活動団体の取組への広範な支援を推進する。	消、厚、農、環、こ	・未利用食品をフードバンク事業者等へ寄付しやすい体制づくりのため、賞味期限の超過した食品を安全・安心に消費できる期限「あんしん期限」認証を前提とする「生活応援食品」の流通システム構築と、その普及に関する社会心理学的検証をモデル事業として実施(令和3年度)。(消) ・子ども食堂・NPO法人など13団体に対して、①支援団体がフードバンクや企業から食品寄附を受け取る際の課題、②支援団体が利用者へ食品を提供する際の課題についてヒアリングを実施。(厚) ・ヒアリング等を踏まえ、子ども食堂等とフードバンク活動団体等の連携・協力体制の構築に向けて、これらの団体が活用できる施策・情報を整理し、令和3年10月に周知を行った。(厚) ・令和3年度補正予算、4年度予備費及び補正予算、令和5年度補正予算において、フードバンク等と生活困窮者の相談窓口の連携強化に向けて、連携のために必要な経費(※)を補助。(厚) (※)フードバンクから提供された食料の倉庫代、相談者へ現物を送付する送料代等 ・令和4年度予備費及び補正予算において、行政やフードバンクを含む地域の民間団体等が連携し、地域の生活困窮者自立支援に関する連携体制や支援の方法等について検討するためのプラットフォームの設置に係る費用を補助。(厚) ・設立初期のフードバンク活動団体の人材育成や生鮮食品の取扱量の拡大の取組等に対して、研修会開催、倉庫の賃借料等への支援を行った。また、広域連携等の先進的な取組に対し、倉庫の賃借料、活動費等への支援を実施。(農) ・フードバンクの活動強化に向け、食品供給元とのマッチング等を支援する専門家派遣や食品企業や子ども食堂等とのマッチング、フードバンク間のノウハウ共有等を推進するため、フードバンクのネットワーク強化のサポートを実施。(農) ・令和2年度にフードバンク活動マッチング支援事業を開始し、食品関連事業者からの未利用食品の提供情報と子ども食堂等の需要情報をフードバンクが一元的に管理できるマッチングシステムの実証への支援を行った(令和2～4年度)。(農) ・新型コロナウイルス感染症により発生する未利用食品について、食品関連事業者からの情報を集約し、フードバンクに一斉に情報提供することによるマッチングを実施(令和5年3月までに316件、約92トンのマッチング)。(農) ・令和3年度から寄付金付き未利用食品モデル構築事業により、食品ロス削減につながる商品(見切り品等)を寄付金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する仕組みの構築に向けた実証への支援を開始し、令和4年度は取組地域を1県拡大し実施。令和5年度は更に取組地域を2県拡大し、4県で実施。(農) ・令和2年度から各地方農政局等において、地域のフードバンク、食品関連事業者、地方自治体を集めた情報交換会を実施。(農) ・フードドライブ推進のため、提供された食品の回収拠点からフードバンク等への運搬に物流会社が参画する場合の課題等について検証するための実証を実施(令和3年度)。(環) http://www.env.go.jp/press/109489.html ・新たにフードドライブの取組を開始したい自治体、団体等が、円滑に開始・継続できるよう「フードドライブ実施の手引き」を作成、食品ロスポータルサイト等で公表(令和3年度)。(環) https://www.env.go.jp/press/110697.html ・「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に関する実態調査」を通じて、市区町村におけるフードドライブの取組状況を把握。(環)
【31】		② 食品関連事業者等が安心して食品の提供を行えるよう、フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知する。	農(消、厚)	・引き続きモデル事業の成果を周知する。(消) ・引き続き、子ども食堂やフードバンク団体等の関係者相互の連携のための取組に対する支援を検討。(厚)(こ) ・引き続き、大規模かつ先進的な取組を行うフードバンクに支援するとともに、専門家派遣、ネットワーク強化のサポートを実施する。(農) ・引き続き、「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に関する実態調査」を通じて実態を把握する等の取り組みを通じてフードドライブの普及・啓発に努める。(環)
【32】		③ 食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討する。	消(関係省庁)	・引き続き、調査、研究等を実施する。(消) ・食品寄附等を促進するための枠組みの円滑な運用に係る予算及び定員を要求。(消)
Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項				

項目			担当省庁	進捗状況	今後の予定
【33】	1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画 (3)食品ロス削減推進計画の策定への支援	① 国は、地域における食品ロスの削減を推進するため、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進する。	消、農、環	・消費者庁、環境省、農林水産省にて地方公共団体に対し、食品ロス削減推進計画の策定等に関する会議を開催。(消) ・消費者庁、環境省、農林水産省にて全国食べきり運動ネットワーク協議会において協議員会員自治体に対して開催される、食べきり塾に参加し、食品ロス削減推進計画策定に当たっての情報提供および先進事例の共有等を行い、計画策定が一層促進されるよう支援を実施。(消) ・毎年度、地方公共団体における食品ロス削減施策に関するアンケートを行い、食品ロス削減推進計画の策定予定を取りまとめることで現状を把握、また、地方公共団体からの計画策定に関する問い合わせに適宜対応。(消) ・「食品ロス削減全国大会」等の機会において、地方自治体に対して、食品ロス削減推進計画策定の促進に向けて、施策の実施状況の情報提供や意見交換を実施。(消)(農) ・食品ロス削減推進計画を策定する都道府県または市区町村を対象に、食品ロス削減施策の検討、食品ロス発生量や削減ポテンシャルの分析、食品ロス削減による廃棄物処理への影響評価、その他の環境的側面(CO2排出量や水資源消費量等)への影響評価等についてのマニュアル骨子案の作成。(環)	・引き続き取り組む。(消)(農) ・これまでの支援での知見を活用し、地方公共団体向けの計画策定マニュアルを作成し広く発信。(環)
【34】		② 国は、計画策定等に伴い生ずる新たな事務負担等が軽減されるような必要な支援(地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を含む。)、地方公共団体の職員の研修機会の提供など適切な支援に努める。	消、農、環	・消費者政策の推進のため積極的に取り組む地方公共団体に対して、計画的な取組を支援するため地方消費者行政強化交付金を交付。(消) ・毎年度、地方公共団体における食品ロス削減施策に関するアンケートを行い、食品ロス削減に取組状況を取りまとめ、優良事例等をホームページで公開。(消) ・「食品ロス削減全国大会」等の機会において、地方自治体に対して、食品ロス削減推進計画策定の促進に向けて、施策の実施状況の情報提供や意見交換を実施。(消)(農) ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会が作成した「食品ロス削減のための施策バンク」等を基に、地方公共団体が食品ロス削減に取り組む際に参考となるマニュアル「地方公共団体の食品ロス削減取組マニュアル」を作成・更新。(環) https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/j_fl_mr2.pdf	・引き続き取り組む。(消)(農) ・地方公共団体の食品ロス削減取組マニュアルについて、内容の充実を図ると共に普及に取り組む。(環)
【35】	2 関連する施策との連携	① このような関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。	消(関係省庁)	・食品ロス削減に関連する施策の一層の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ実効的な推進を図るため、食品ロス削減推進会議幹事会及び関係省庁会議を開催。(消)	・適宜開催予定。(消)